

公 表 第 1 3 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成26年7月28日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

# 財務監査及び事務監査報告(1)

## 第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項件数	意見件数
都市建設部	総務、防災対策課、都市デザイン課、交通政策課、まちなか整備課、建築課、設備課、建築指導課、住宅政策課、公園緑化推進課、路政課、生活道路課、広域道路対策課、公園土木管理事務所、河川課、用地課	平成26年5月8日 ～6月30日	5	0
農政部	総務、農政課、生産流通課、みどりの里づくり推進課、農村整備課、中央卸売市場(田主丸流通センター含む)	平成26年5月15日 ～6月30日	4	0

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成25年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

## 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

## 【都市建設部】

### 指摘事項

#### 《事務監査》

##### 〔公印管理事務〕

公印管守者の使用承認を受けないまま、職務の任免や業務委託に係る文書に市長印を使用しているものがある。また、それらの中には、使用目的が特定された市長印を、該当しない文書に用いているものがある。

##### 〔文書事務〕

職務の任免、附属機関の会議の招集及び出張の復命に係る文書において、決裁区分を誤っているため、正当な決裁権者による決裁が未了となっているものがある。

#### 《財務監査》

##### 〔現金取扱事務〕

- 1 歳入を収納したときは、収納の日又はその翌日までに金融機関に払い込まなければならないとされているが、特段の理由なく、遅れて払い込んでいるものがある。
- 2 規定上、出納員用と会計職員用とが区別されている市税外現金領収簿を、出納員が、その区別を意識せず、誤って使用しているものが多数ある。

##### 〔補助金等交付事務〕

優良建築物の整備に係る補助金等交付事務において、負担行為決定書を起票しただけで、その後、数か月にわたって決裁行為がなされていないものがある。

## 【農政部】

### 指摘事項

#### 《事務監査》

##### 〔文書事務〕

農業政策に関する審議会開催についての伺いにおいて、決裁区分を誤っているため、正当な決裁権者による決裁が未了となっているものがある。

##### 〔審議会等事務〕

常時設置するものとされている産業化推進事業に関する審査会において、委員の任期が半年以上に前に切れているにもかかわらず、新たな委員を委嘱するための手続がなされず、同審査会委員不在の状況が生じているものがある。

## 《財務監査》

### 〔タクシー借上げ事務〕

タクシー乗車券を交付した際に、その控として必要事項（タクシー利用の申請者、利用日及び予定経路）を記入する欄が全く記入されていないものや、使用後に、実績を確認のうえ記入すべき料金欄が記入されていないものがある。

### 〔補助金等交付事務〕

産業化推進事業に係る補助金等交付事務において、補助金交付申請書の提出を受けているにもかかわらず、速やかに事務処理を行わず、年度末に一連の事務をまとめて処理したものがある。

## 財務監査及び事務監査報告(2)

### 第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	監査実施期間	指摘事項 件数	意見件数
高良内財産区	平成26年5月15日 ～6月30日	1	0

### 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成25年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

### 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努めることが、望まれる。

#### 指摘事項

##### 《財務監査》

##### 〔交際費支出事務〕

交際費のほとんどの支出において、領収書や領収書が取れない場合に添付することとしている支払証明書が添付されていない。

## 財務監査及び事務監査報告(3)

### 第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	監査実施期間	指摘事項 件数	意見件数
田主丸財産区	平成26年5月15日 ～6月30日	0	0

### 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成25年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

### 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていた。